

仕 様 書

1. 件名 統計データベースオンラインプラットフォームライセンスの更新

2. 研究の概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所・ゼロエミッション国際共同研究センター(以下、「産総研」という。)では、新エネルギー・産業技術総合開発機構(「NEDO」)委託事業「カーボンリサイクル・次世代火力発電等技術開発/CO2 排出削減・有効利用実用化技術開発/液体燃料への CO2 利用技術開発/先進的な合成燃料製造技術の実用化に向けた研究開発」に伴う、「e-fuel の LCA(環境影響評価)/TEA(技術経済性分析)の提案」の一環として、海外の LCA(環境影響評価)/TEA(技術経済性分析)の動向を調査するとともに、公正な評価・分析手法を提案し、国際標準化に向けた普及啓発を行っている。

3. プラットフォームの概要

本件は、グローバルな統計、調査レポート等詳細な分析、市場動向や予測、データを視覚的に理解しやすくするためのグラフィックスを提供するデータプラットフォームを利用するものである。

このプラットフォームを活用することで、e-fuel の GHG 削減効果および経済性の LCA・TEA 評価を実施する際に必要となる、前提条件設定や入力パラメータの裏付けとなるグローバルな統計・市場データの収集を効果的に行うことができる。

4. 仕様

(1)業務上必要となる情報を収集・利用できるよう、以下の項目を満たすサービスを提供すること。

- ・統計、調査レポート、市場調査ツール、データ可視化オンラインプラットフォームであること。
- ・アカウント数:1 とすること。
- ・アカウント番号: 契約締結後に取得できること。

(2)統計データの閲覧

- ・サービス提供元が連携する機関・企業の提供する全ての統計データ、レポートを閲覧することができること。

(3)データのダウンロード

- ・上記統計データについて、PPT, XLS, PNG, PDF の形式にて無制限にダウンロードできること。またダウンロードしたデータを必要に応じて編集できること。

(4)出典元へのアクセス

- ・各データの出典元へアクセスが可能であること。

(5)二次利用

- ・入手した全てのデータについて、産総研の全職員への共有が許容されるほか、産総研が公表する各種報道発表資料等を含む、所内から所外への情報発信においても利用が許容されること(当該利用の場合は、データを編集するか否かに関わらず、出典元を明記した上で引用

することとする)。

(6) サポート

- ・専任のカスタマーサクセスマネージャーによる日本語および英語での操作説明及びサポートが利用できること。また、データの調査方法に関する質問やリサーチ代行についても依頼できる体制が整っていること。

(7) 利用者数

- ・上記(2)から(4)に係る利用ユーザーは、最大5名まで指定可能であること。

5. 利用期間

利用開始日から 12 か月間利用できること。

6. 特記事項

サプライチェーン・リスクに対応するため、別紙に記載する事項に従って契約を履行しなければならない。

7. 納入の完了

産総研が用意するコンピュータにインストールした後、調達請求者立ち合いのもと仕様書に記載の動作要件を満たしていること、「8. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入されていることを確認して、納入の完了とする。

8. 納入物品

- ・統計データベースオンラインプラットフォームのアカウント情報 1 セット

9. 納入期限及び納入場所

納入期限: 2025 年 8 月 29 日

納入場所: 〒305-8569 茨城県つくば市小野川 16-1

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 つくば西事業所

ゼロエミッション国際共同研究センター

2G 棟 2 階 2101 室

10. 付帯事項

- ・利用期間中は保守およびシミュレーションに必要なサポートを行うこと。また、電話、電子メールによる質問や問い合わせに対応すること。
- ・本仕様書の技術的内容および知り得た情報に関しては、守秘義務を追うものとする。
- ・本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。また、本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合には、調達担当者との協議のうえ決定する。

以上

サプライチェーン・リスク対応に係る特記事項

1. サプライチェーン・リスクへの対応

受注者は、機器等の意図的な不正改造及び情報システム又はソフトウェアに不正なプログラムを埋め込むなど、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）の意図しない変更が加えられたときに生じ得る情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等の情報セキュリティ上のリスク（以下「サプライチェーン・リスク」という。）に対応するため、受注者は「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）に基づく対応を図らねばならない。

2. 意図しない変更に対する対策

- ①受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更を行ってはならない。
- ②受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード等の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- ③受注者は、本業務の履行に際して、情報の窃取等により研究所の業務を妨害しようとする第三者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（受注者がその存在を認知し、かつ、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによってサプライチェーン・リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

3. サプライチェーン・リスクにかかる調査の受入れ体制

- ①受注者は、本業務に産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときは、追跡調査や立入検査等、産総研と連携して原因を調査し、サプライチェーン・リスクを排除するための手順及び体制を整備し、当該手順及び体制を示した書面を産総研担当者に提出しなければならない。

4. サプライチェーン・リスクを低減するための対策

- ①受注者は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、本業務の設計、構築、運用・保守の各工程における不正行為の有無について定期的または必要に応じて監査を行う体制を整備するとともに、本業務により産総研に納入する納入物品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、受注者において適切に設定するものとする。
- ②機器の納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、4. ①の対応は不要。

5. 受注者の業務責任者等

- ①受注者は、本業務の履行に従事する業務責任者及び業務従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、本業務の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。）を必要最低限

の範囲に限るものとする。

②機器納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、5. ①の対応は不要。

6. 再委託

6.1 本業務の第三者への委託の制限

受注者は、産総研の許可なく、本業務の一部又は全部を第三者（再委託先）に請け負わせてはならない。ただし、6.2 に定める事項を遵守する場合はこの限りではない。

6.2 第三者への委託に係る要件

①受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託先の事業者名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性について記載した承認申請書を、委託元である産総研に提出し、書面による事前承認を受けなければならない。

②受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負わなければならない。

③受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持を含む。）及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について委託元である産総研の承認を得なければならない。

④受注者は、受注者がこの仕様書の定めを遵守するために必要な事項について本仕様書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

⑤受注者は、前号に掲げる情報の提供に加えて、再委託先において本委託事業に関わる要員の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍についての情報を委託元である産総研へ提出すること。

⑥受注者は、再委託先において、産総研の意図しない変更が加えられないための管理体制について委託元である産総研に報告し、許可又は確認（立入調査）を得ること。

7. その他

①提出された資料等により産総研担当者に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、調達担当者は受注者に是正を求めることがあり、受注者は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。

②産総研は、受注者の責めに帰すべき事由により、本情報システムに産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかった場合は、契約条項に定める契約の解除及び違約金の規定を適用し、本業務契約の全部又は一部を解除することができる。